

南あわじ市の建築物における木材の利用の促進に関する方針

令和7年4月18日策定

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、兵庫県が定める「兵庫県建築物木材利用促進方針（以下「県方針」という。）」に即して、南あわじ市の建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「本方針」という。）を定める。

第1 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物への木材利用促進のための施策の方向性

公共建築物において木材の利用推進に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が進むよう、県及びひょうご森づくりサポートセンター等と連携をしながら情報発信など各種支援や普及啓発に取り組むものとする。

なお、兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（平成29年6月12日兵庫県条例第19号）の趣旨を踏まえ、県産木材の利用を促進する。

2 建築物における木材利用の促進

（1）市が整備する公共建築物等における木材利用の推進

公共建築物の整備、これらの公共建築物において使用される備品及び消耗品について、木材利用の促進に努めるものとする。

（2）市以外の者が整備する公共建築物等における木材利用の推進

市以外の者が整備するこれに準ずる建築物において、木材が利用されるよう呼びかけをするものとする。

（3）民間建築物における木材利用の促進

これまで木材利用が進んでいなかったオフィスや店舗、住宅の新築及びリフォーム等をはじめとする民間建築物への新たな需要開拓を図るため、県及びひょうご森づくりサポートセンター等と連携をしながら、建築主への木造建築事例等及び県産木材利用に関する情報発信等に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

法第15条（建築物木材利用促進協定）に定める制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主に対して同制度の周知に努める。

4 木材利用の促進の啓発

ひょうご森づくりサポートセンターや森林組合と連携し、木材利用の促進に向けて以下のことに取り組むよう努めるものとする。

- ① 市民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における木造建築物の事例紹介等により、木材利用の効果について市民へ普及啓発を図る。

- ② 建築物への木材利用について広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用月間において、木材利用の情報発信を図る。

第2 南あわじ市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 木造化を推進する公共建築物の範囲

計画時点でコストや技術の面で木造化が困難であるものや、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵または使用する施設等ほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除いた公共建築物を対象として木造化の推進に努める。

2 重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分

高層・低層にかかわらず、市民の目に触れる機会が多いと考えられる展示効果の高い部分を中心に、内装等の木質化推進に努める。

3 利用促進を図る木製の備品等の種類

備品及び消耗品については、木材を原材料としたものの利用推進に努める。

4 県産木材の活用

木材の利用にあたっては、調達やコスト面で困難でない限りは、県産木材を利用するよう努める。

第3 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

公共建築物の整備にあたっては、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて検討する。また、備品や消耗品の導入についても、購入コストだけでなく木材利用の意義や効果を含めて検討するものとする。

2 建築物における木材利用の促進のための体制整備に関する事項

市が整備する公共建築物への木材利用にあたっては、整備を所掌する部署と連携を図るなど、利用促進に関する体制整備に努める。

3 国や関係自治体等との連携

建築物への木材の利用を促進するには、市域にとどまらない広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備や、木造施設の整備状況等に関する情報共有等が必要なことから、県・他市町及び森林組合との連携を図りながら木材利用の推進に努める。

※用語の定義

- ①「県産木材」とは、県内の森林で生産された原木を原材料として、県内の工場で加工された木材（県内で加工できない場合においては、県産材を原材料として使用していることを証明できる木材を含む。）をいう。
- ②「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である

壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

- ③「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。